

第4章 “水と緑と大地” の 保全・整備・活用のための方策

第4章 “水と緑と大地”の保全・整備・活用の方策

1. 施策の体系

本構想の施策は、「施設緑地」、「地域制緑地」、「緑化の推進」の3つに大きく分けられます。

「施設緑地」は、都市公園などのように（都市）施設として設置して維持していく緑地を整備していくものです。

「地域制緑地」は、既存の緑地を保全していくために、都市計画法や都市緑地法などの法律に基づく地域地区の指定をしたり、協定を結んだりしていくものです。

「緑化の推進」は、公共公益施設や住宅地や工業地などの民有地において樹木を植栽するなど、緑化を推進していくものです。

基本施策	分野施策
施設緑地	<ul style="list-style-type: none">①都市公園の整備②公共施設緑地の整備③民間施設緑地の整備
地域制緑地	<ul style="list-style-type: none">①法によるもの②協定によるもの③条例等によるもの
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none">①公共施設における緑化の推進②民有地における緑化の推進③緑化推進のための方策④緑化の推進に向けて

2. 実現の方策

1) 施設緑地

施設緑地は、行政による積極的な整備への取り組みにより確保していくもので、企業や市民の理解と協調が必要とされます。

①都市公園

都市公園の整備方針としては、目標年次である平成32年（2020年）において、都市公園として211箇所、約241.6haを確保することを目指し、5年後、10年後、15年後の整備目標を下記の通り設定します。

また、緑化重点地区における都市公園は、特に積極的に整備を推進します。

公園種別	目標年次における確保目標			整備目標		
	箇所数	面積	一人当たり公園面積	5年後	10年後	15年後
街区公園	171箇所	約29.6ha	1.8m ² /人	16箇所 4.2ha	11箇所 2.0ha	30箇所 7.5ha
近隣公園	23箇所	約40.6ha	2.4m ² /人		2箇所 4.4ha	10箇所 19.9ha
地区公園	6箇所	約24.0ha	1.4m ² /人			2箇所 8.0ha
総合公園	1箇所	約20.6ha	1.2m ² /人			0箇所 1.7ha
運動公園	2箇所	約40.0ha	2.4m ² /人	0箇所 1.9ha		
墓園	1箇所	約7.1ha	0.4m ² /人			
その他公園 (栗宮周辺)	1箇所	約20.0ha	1.2m ² /人	1箇所 20.0ha		
県営公園（※）	6箇所	約59.7ha	3.6m ² /人			
都市公園計	211箇所	約241.6ha	14.4m ² /人			

※ 本市は、県営の広域公園である「みかも山公園（佐野市、藤岡町、岩舟町）」、日光田母沢御用邸記念公園、栃木中央公園、とちぎわんぱく公園、栃木総合運動公園、鬼怒グリーンパークの対象圏域となっています。

②公共施設緑地

緑地（都市計画決定）として、思川緑地（約108.2ha）、思川（約310.8ha）、旧思川（約6.1ha）、鬼怒川（約43.4ha）の4箇所、約468.5haを確保することを目指します。思川緑地の観晃橋上流右岸（約26.5ha）については、宿泊型の青少年教育施設を整備し、集団活動を通して規律を学びながら自立性や協調性を養うとともに、思川周辺の自然の特徴を生かした多彩な自然活動や地域の歴史、文化、産業に直接触れる社会体験活動など青少年の健全育成と生涯学習の振興を図ります。

その他、道の駅思川（約3.3ha）、渡良瀬川（渡良瀬遊水地、約241.0ha）、大沼周辺（約39.0ha）、琵琶塚古墳（約27.0ha）、寺野東遺跡（約2.93ha）、ふるさとの森（約3.3ha）の維持・確保を目指します。

さらに、思川の自然を活用するため、両岸を回遊できる散策路等の整備を図ります。.

また、開発に当たっては、公園的なオープンスペースなどの必要な公共施設緑地の確保が図られるよう、誘導していきます。

市街化調整区域における農業・農村整備にあたっては、地域の環境特性に応じて、よりよい農村環境を保全するため、農村環境計画を農業・農村整備事業における基本的計画・構想として位置づけ、区域全体をより整合のとれた計画・効果的な環境保全対策に取り組んでいきます。

③民間施設緑地

みどりのまちづくり条例等を活用しつつ、社寺林や民有樹林地などの保存樹林指定等を検討していきます。

2) 地域制緑地

地域制緑地は、法や条例、協定などにより、一定の範囲の緑地（土地）を保全していくものです。行政による計画のもと、企業や市民の理解と協調が必要とされます。

①法によるもの

都市緑地法にもとづく特別緑地保全地区の指定に向けて、今後、市街化区域内の境内地の良好な樹林を中心に7箇所の指定を目標としています。今後、具体的な法指定を、管理協定制度の活用などを考慮しながら検討していきます。

- ・ 天翁院、千手觀音（約4.0ha）
- ・ 興法寺（約1.5ha）
- ・ 愛宕神社、須賀神社、妙建寺（約3.3ha）
- ・ 光明寺（約1.0ha）
- ・ 愛宕神社〔愛宕塚古墳〕（約1.7ha）
- ・ 安房神社（約1.2ha）
- ・ 鷺神社（約1.0ha）

また、都市緑地法にもとづく緑地保全地域制度の活用による緑地の保全も検討していきます。

- ・ 東島田周辺の樹林（約7.0ha）

都市計画法にもとづく風致地区の指定に向けて、思川の河岸段丘に連続して残る斜面樹林地について良好な樹林地を保全していくことを検討していきます。

- ・ 思川段丘上の樹林（約39.0ha） - 中心市街地西側、鷺城跡周辺、粟宮周辺、間々田市街地西側

河川法により、思川、鬼怒川、田川、巴波川等の河川環境の保全を図っていきます。特に思川については、河川区域については河川法による保全を図るとともに、河川区域外の良好な自然の保全策として、自然公園法の適用等について検討していきます。

農業振興地域整備法により、市西部及び東部の優良農地の保全を図っていきます。

森林法や樹木保存法、文化財保護法などにより、平地林やランドマークとなっている樹木の保存、歴史的資源と一体となっている樹林地・樹木の保護を図っていきます。

②協定によるもの

民有地における緑地で保全を図るべきものについて、法により永続性が確保されるもの以外については、緑地所有者・地域団体・市の3者による保全協定や緑地協定などの活用を検討するとともに、平地林の保全・活用に向け平地林利用協定の推進を図ります。

③条例等によるもの

本市には、条例等により設置されている緑地はありません。

今後、みどりのまちづくり条例の推進により保存樹木等の指定を推進し、緑地の創出を検討していきます。

また、地区計画の活用にあたって、居住環境を確保するために必要な緑は積極的に保全としての位置づけを検討していきます。

3) 緑化の推進

安全で潤いのある、緑豊かな都市環境の形成を図るために、都市公園等都市の基幹的施設の計画的な緑化を行うとともに、民有地における緑化を促進することにより、総合的な都市の緑化を推進していきます。

①公共公益施設における緑化の推進

本計画では、公共公益施設の緑化目標を、緑化面積から換算される高木の本数として設定します。（高木とは、高さ3m以上で、枝葉の垂直投影面積が概ね10m²程度の樹木とします）

②民有地における緑化の推進

民有地の緑化については、市民が自発的に行うものであると考えられることから、みどりのまちづくり条例の活用などによる保全及び支援措置などを行政側が講じるとともに、市民の緑化に対する意識の高揚を積極的に図っていきます。

特に、面的に整備が行われる市街地においては、緑豊かな市街地の形成を目指して、整備にあわせて地区計画や緑地協定などの導入、緑の街指定（みどりのまちづくり条例に基づく）を検討・誘導していきます。

また、工業団地などの企業所有の大規模施設用地などは、緑地協定などにより緑化の推進が図られているところですが、今後ともその機運の高揚を図っていきます。

みどりのまちづくり条例による民有地緑化の推進

本市に平成5年に制定された「みどりのまちづくり条例」をPRしつつ、民有地における緑化を促進していきます。

- 保存樹木等の指定（指定期間は原則10年以上。）
- 緑の街の指定
- 民間施設の緑化
- 空地の緑化
- 事業所等との緑化協定
- 開発行為等の事前協議
- 中高層建築物の敷地等の緑化
- 苗木等の確保・配布
- 保存樹木等の賃借・買取り

その他の方策による民有地緑化の推進

- 緑地協定の締結促進（都市緑地法、小山市みどりのまちづくり条例）
- 地区計画を活用した緑化の推進（都市計画法、建築基準法、都市緑地法）
- 自治会等が設置する公園等に関する補助（補助取扱要綱）

③緑化推進の方策

緑化を推進していくため、「小山市みどりのまちづくり条例（平成5年3月24日条例第3号）」を中心として、イベントの実施や緑化に関する情報提供、市民の緑化活動への助成策などの各種方策を検討・活用していきます。

- みどりのまちづくり条例の徹底（小山市みどりのまちづくり条例）
- 緑化助成制度の活用促進と創設（小山市指定保存樹木等保全費用助成金交付規則、小山市生垣設置費用助成金交付規則）
- 都市景観条例による緑化の推進（小山市都市景観条例）
- 基金の活用（小山市グラウンドワーク基金条例）
- 桜の里親制度による思川両岸の桜堤の形成（小山市桜の里親制度実施要綱）
- 緑化に関する情報提供

④緑化の推進に向けて

行政と市民それぞれの緑化活動の連携を円滑に行なながら、緑地の保全及び緑化の推進を図るため、パートナーシップの強化や助成制度の検討、推進体制の確立などを図ります。

○緑地保全におけるパートナーシップの強化

防犯、防火などに配慮した適切な管理を行っていくため、緑地を管理する市民グループやグラウンドワークによる考えにもとづく活動の促進、緑地所有者と地域団体、市の3者で協定による緑地の維持管理などを推進するとともに、条例等による緑の活動団体の認定・活動経費の助成などを検討していくことにより、将来に渡って良好な緑地等の維持を継続していきます。

そして、そのような市民活動を可能にしていくために、それぞれの組織が情報を共有化し、連携し、一体となって市域の緑地保全に取り組むことができる様な「場づくり」と、それを進める民間団体を醸成し、支援していくことを推進していきます。

○各種保全手法の適用具体化と助成制度の充実

本計画で示した方針にもとづき、各緑地のもつ重要性や特性などや所有者の意向を十分に考慮しながら、具体化を検討していく必要があります。

保全策がとられた民有緑地は地権者による管理を原則としながらも、保全のための協力関係の継続が大切であることから、地権者が抱えている維持管理などの諸問題を解決するため、助成金の効率的な運用や維持管理に関する新たな支援制度の検討を進めます。また、そのための財源として、市の財政からの支出やトラスト等の基金設立・活用などを検討していきます。

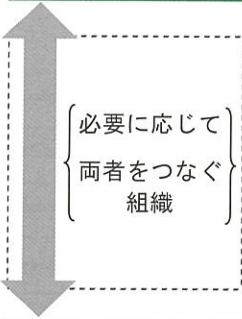
○推進体制の確立

行政の組織としては、民間人を委員に含む緑化審議会（小山市みどりのまちづくり条例により設置）や景観審議会（小山市都市景観条例により設置）が設置されており、各種施策の審議等が行われており、今後もこうした体制を維持・活用していきます。

市民及び企業は、思川沿いの桜堤の里親となったり、愛護会などによる歩道での草花などの緑化、地区計画などのルール化による生垣設置、緑のある公開空地の設置、緑化活動への参加などを行っており、今後もさらなる参加を促進していきます。

上記の既存の組織や制度を活用しながら、行政と市民及び企業の連携を図りながら緑地の保全及び緑化の推進を行っていくことにより、本市における“水と緑と大地”的ネットワークを形成していきます。

グラウンドワークによる考えにもとづきながら、環境の維持・保全活動への市民等の参加を促進していきます。

区分	具体的な組織等	業務・活動内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> • 緑化審議会 • 都市景観審議会 • 都市計画審議会 • 水と緑の推進課等 	<ul style="list-style-type: none"> —緑化施策の審議等 —都市景観の形成に関する事項の審議等 —都市計画の審議等 —都市公園等の計画・整備・管理等 公共公益施設の緑化
 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 必要に応じて 両者をつなぐ 組織 <ul style="list-style-type: none"> なり得る組織 • 公益法人 • NPO法人 • 緑地管理機構 </div>		<ul style="list-style-type: none"> —管理協定に基づく緑地の管理 —市民緑地の設置及び管理 —認定緑化施設の整備・管理及び資金の斡旋 —緑地の保全及び緑化に関する情報提供 —緑地の保全及び緑化に関する助言・指導 —緑地の保全及び緑化に関する調査・研究 —上記に附帯する業務
市民 及び 企業	<ul style="list-style-type: none"> • 懇談会 • 各種愛護会 • 自治会 • 個人・企業 	緑化活動、緑地の維持・保全 <ul style="list-style-type: none"> —行政への要望、主体的なまちづくりの展開等 —道路、公園等での緑化活動 —地域の緑化活動（地区計画、緑地協定等） —ボランティア、里親、緑化基金への募金等

3. 継続的取り組みに向けて

緑地の保全及び緑化の推進を図り、本構想で掲げた目標を達成するためには、様々な施策を継続的に取り組んでいくことが重要です。ここでは、実現化のスケジュールとして、各施策の概ねの目標を、5年後、10年後、目標年次（15年後）ごとに示しています。

	施 策	実現化スケジュール		
		5年後	10年後	目標年次
施設緑地	都市公園の整備 ●街区公園 ●近隣公園 ●地区公園 ●総合公園 ●運動公園 ●その他公園（栗宮周辺） ●緑地の整備	16箇所4.2ha — — — 0箇所1.9ha 1箇所20.0ha ○	11箇所2.0ha 2箇所4.4ha — — — — →	30箇所7.5ha 10箇所19.9ha 2箇所8.0ha 0箇所1.7ha — — →
	既存公園の環境整備	○	→	→
	公共施設緑地の整備 ●都市計画緑地の新規指定 ●街路緑化の推進 ●都市施設及び公共施設の緑化推進 ●大沼等の緑化の推進 ●道の駅思川等	— ○ ○ ○ ○	— → → → →	3箇所 →
	特別緑地保全地区の指定	1箇所	—	6箇所
	風致地区の指定	—	—	1箇所
	保存樹林指定の促進	○	→	→
	樹林地の市民開放と活用促進	○	○	→
地域制緑地	地区計画・緑地協定の活用促進	○	→	→
	平地林利用協定の推進	○	→	→
	みどりのまちづくり条例の充実・展開 都市景観条例の充実・展開	○	→	→
	基金の活用 ●グラウンドワーク基金の活用	○	→	→
	緑化助成制度の創設 ●既存の助成制度の活用促進 ●基金を活用した助成制度の検討	○	○	→
	思川両岸での桜堤の形成	○	→	→
緑化推進	緑化に関する情報公開 ●緑の基本計画パンフレットの作成 ●緑化情報のホームページ開設	○ ○	→	→
	各種イベントの開催	○	→	→
	みどりのふるさと百景の選定	○	→	→

“水と緑と大地”のネットワーク整備構想の概要

課題

骨格的な緑からみた課題

- 市街地周辺や市街化調整区域に残されている農地や平地林の保全
- 思川、鬼怒川、旧思川、巴波川、永野川の河川の水と緑の保全
- 公園等による拠点的な緑の強化
- 思川等の河川を軸とした緑のネットワーク化

重要な緑地の保全または活用からみた課題

- 歴史文化的資源と一体となった緑の保全・活用
- 思川の河岸段丘林の保全・活用
- 須賀神社などの市街化区域内の貴重な緑の保全・活用
- 市街化調整区域におけるまとまりのある平地林や優良農地の保全
- 大沼などの地域における水と緑の保全

緑をつなぐネットワーク構成からみた課題

- 緑のネットワークによる緑の効用の増幅
- 回遊性のある緑のネットワークづくりの推進
- 思川を中心とした緑のネットワークづくりの推進
- 街路樹等による東西の緑のネットワークづくりの推進

緑地の分布バランスからみた課題

- 緑の少ない市街化区域内における既存の緑の保全と新たな緑の創出
- 市街化区域周辺の緑の効用の市街地内への取り込み
- 中心市街地等における重点的な緑化の推進
- 市街地における身近な緑（公園）の適正な配置

小山の特色を生かした緑のまちづくりへの課題

- 「母なる川・思川」の保全・整備・活用
- 思川流域としての周辺市町村とのネットワークの形成
- 歴史・文化の視点を踏まえた緑のまちづくりの推進
- 思川とのつながりによる緑の特色づけ
- 平地林や農地からなる農村集落としての田園風景の保全の推進

基本理念

“母なる思川の恵みを活かし、
市民とともに次代に引き継ぐ
「水と緑と大地」の回廊づくり”

将来像

思川を中心として、水と緑と大地という3つの回廊を形成していくとともに、それらを有機的につなぎ合わせることにより、様々な自然や緑が織り成す豊かな環境を形成していきます。

○水の回廊づくりとは…

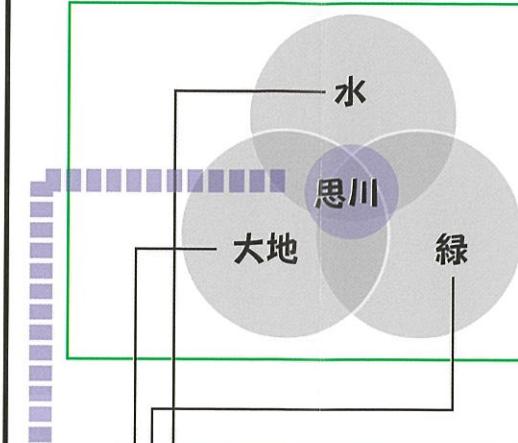
- ・ 小山市の“水と緑と大地”的背骨となる、思川を主軸とした水（川）による回廊づくり
- ・ 渡良瀬遊水地等の周辺の水との連携による回廊づくり

○緑の回廊づくりとは…

- ・ 公園、幹線道路などの公共施設、公益施設群との連携による回廊づくり（都市部）
- ・ 里山、平地林、河川緑地、田園、屋敷林などをつなぐ緑による回廊づくり（農村部）

○大地の回廊づくりとは…

- ・ 大地に刻み込まれた時間、歴史・文化などの記憶を生かした回廊づくり
- ・ 思川を媒体として、文化財などの歴史的な地域資源をつなぐ回廊づくり



基本方針

○水を活かす

本市の環境保全、歴史的な成り立ちなどと非常に深いかかわりのある思川の水をはじめとする、鬼怒川や巴波川、田川などの水を活用していきます。

○緑を活かす

平坦な土地である本市における貴重な緑を、活用していきます。
(既存のまとまった規模の平地林や、思川など)

○大地（歴史）を活かす

本市の大地に刻まれてきた歴史とそれを見守ってきた緑を、一

体的に保全・整備・活用していきます。

○暮らしに活かす

水と緑と歴史を活かしながら、緑地の保全及び整備を進めることにより、小山市民の暮らしを保ち、受け継ぎ、楽しみ（を提供し）、彩り、守っていきます。

緑の確保目標量（2020年）

- 市街地面積に対する割合：概ね27.9%
(市街地に隣接する思川を、緑として評価して設定)
- 一人当たり都市公園面積：14.4m²/人

思川を主軸とした

“水と緑と大地”のネットワーク方針

（別冊）

本市における“水と緑と大地”的ネットワークは、思川を主軸として構築していきます。思川沿いの資源をネットワークしていくことに加え、隣接する市街地内の公園等の緑や市街化調整区域の平地林・優良農地などの緑とつながりを持たせていくことにより、“水と緑と大地”的ネットワークを構築していくものです。

4つのゾーン（小山北ゾーン、小山中央ゾーン、小山南ゾーン、わたらせゾーン）ごとに、拠点や資源のネットワークの方向性を示しています。

- 小山北ゾーン（思川上流：栃木市境～島田橋）
- 小山中央ゾーン（思川中流：島田橋～石の上橋）
- 小山南ゾーン（思川下流：石の上橋より下流）
- わたらせゾーン（旧思川、渡良瀬遊水地）

配置方針

機能からみた配置方針

- 小山の豊かな自然環境をつくり守るための方針
- 小山の歴史や文化を受け継ぐための方針
- 小山の余暇を支えるための方針
- 小山の個性ある景観をつくるための方針
- 小山の安全な暮らしを支えるための方針

緑化重点地区の指定方針

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| [小山北ゾーン] | [小山南ゾーン] | [思川沿い以外] |
| □ 黒木橋周辺地区 | □ 間々田地区 | □ 鬼怒川周辺地区 |
| □ ふるさとの森周辺地区 | [わたらせゾーン] | □ 中心市街地地区 |
| | □ 旧思川周辺地区 | □ 城南・土塔・犬塚地区 |
| [小山中央ゾーン] | | □ 小山工業団地地区 |
| □ 思川中央地区 | | □ KDDI周辺地区 |
| □ 小山総合公園周辺地区 | | □ 田川沿い・高崎地区 |

総合的な配置方針

ここでは、「思川を主軸とする“水と緑と大地”的ネットワーク方針」と「機能からみた配置方針」を総合的にとらえながら、本市における総合的な配置方針を示しています。

施策

施策の体系

〔水を活かす〕 例えば・・・

- 思川沿いの各資源のネットワークの形成
- 河岸段丘の保全
- 思川の水環境の保全
- 思川沿いの桜堤の整備

〔緑を活かす〕 例えば・・・

- ランドマークとなっている樹木等の保全
- 既存林を活かした市民の森、公園等の整備
- 緑化の推進

〔大地を活かす〕 例えば・・・

- 歴史的資源と一体となった緑の保全
- 田園空間の優れた緑の整備活用
- むらしに活かす 例えば・・・
- 水や緑などの里親制度の活用
- 緑の創出・保全指導を行う組織作り
- グラウンドワーク基金の活用

実現のための方策

- 施設緑地
- 地域制緑地
- 緑化の推進
- 推進体制の確立

継続的取り組みに向けて

様々な施策を継続的に取り組んでいくため、実現化のスケジュールを示しています。

（別冊）

思川沿いの整備構想

ここでは、思川沿いの緑の拠点としての緑化重点地区を中心として、各拠点・資源間のネットワーク形成の整備構想を示しています。

